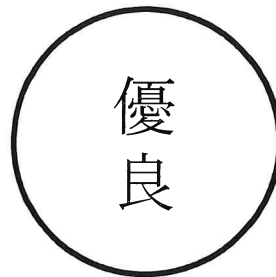


産業廃棄物収集運搬業許可証

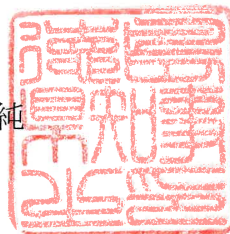
住 所 香川県高松市一宮町1686番地6

氏 名 株式会社塵芥センター
代表取締役 溝淵 誉仁



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

徳島県知事 後藤田 正純



許可の年月日 令和6年9月18日

許可の有効年月日 令和13年9月17日

1. 事業の範囲

(1) 積替え
なし

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん
(以上16種類、特別管理産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。)

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面記載のとおり

~~5. 積替え許可の有無~~

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無

4. 許可の変更又は変更の状況

平成4年9月18日	新規許可
平成9年9月18日	更新許可
平成12年2月10日	変更許可
平成12年12月12日	変更届出 (代表者の変更)
平成14年9月18日	更新許可
平成19年8月30日	変更届出 (燃え殻、ばいじんの廃止)
平成19年10月2日	更新許可
平成22年1月5日	変更許可 (燃え殻、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、鉱さい、ばいじんの追加)
平成24年9月18日	更新許可
平成29年9月18日	更新許可
平成30年5月9日	変更届出 (代表者の変更)
令和6年9月18日	更新許可

以下余白